参考 - 1 釧路湿原の河川環境保全に関する取り組みについて (検討委員会の提言を受けて)

釧路湿原の河川環境保全に関する取り組みについて (検討委員会の提言を受けて)

【経 緯】

平成11年9月に設立された「釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会」は、平成13年 3月までに本委員会を6回と、専門的課題を扱う5つの小委員会を16回開催し、湿原保全のために必要な調査・検討を行うとともに、流域の声も聞きながら「釧路湿原の河川環境保全に関する提言」を取りまとめました。

平成13年3月27日には、検討委員会委員長から国土交通省釧路開発建設部、環境省東北海 道地区自然保護事務所、北海道の各関係機関、関係各市町村に対し、「提言」が手渡されました。

「提言」では、釧路湿原を保全するための12の具体的な施策が示されており、今後、関係機 関が連携・協力して、その実現に取り組んで行くこととなりました。

- 1. 水辺林、土砂調整地による土砂流入の防止
- 2. 植林などによる保水、土砂流入防止機能の向上
- 3. 湿原の再生
- 4. 湿原植生の制御
- 5. 蛇行する河川への復元
- 6. 水環境の保全
- 7. 野生生物の生息・生育環境の保全
- 8. 湿原景観の保全
- 9. 湿原の調査と管理に関する市民参加
- 10. 保全と利用の共通認識
- 11. 環境教育の推進
- 12. 地域連携・地域振興の推進

平成13年9月21日、検討委員会委員長のもと提言を受けた関係機関が、提言の具体化に向 けての今後の方策についての打ち合わせ会合を行い、今後、提言を実現するための計画を具体的 に地図上に示していく作業の必要性について議論がなされました。

また、平成13年12月20日には、その第1回会合(釧路湿原タスクフォース)が開かれ、 次のとおり進めていくこととなりました。

【今後の進め方】

検討委員会による「釧路湿原の河川環境に関する提言」をベースに、釧路湿原保全対策の具体 化を進めるため、関係行政機関の実務担当者による「釧路湿原タスクフォース」をつくり、次の 実行計画案を作成します。

(1)全体計画

釧路湿原およびその周辺地域(釧路川流域)の全体を対象として、事業主体や実施年限に 関わらず、提言に盛り込まれた12の各種施策が、それぞれどこでどのように実施可能かを 示すものです。

(2) 地域計画

釧路湿原およびその周辺地域をいくつかの地域に分割し、各地域ごとに提言に盛り込まれた12の各施策について、誰が、いつ、どのように実施するか、具体的な計画を示すものです。

上記、計画を策定するため、今後、関係機関と一層連携し、釧路湿原の保全策の検討を鋭意進めます。「釧路湿原タスクフォース」の構成員としては、次のとおりです。

国土交通省 北海边	世開発局 9	训路開発建設部	
環境省 自然環境局	夏 東北海	道地区自然保護事務所	
化海道 釧路支庁			
化海道教育庁 銅罩	各教育局		
北海道 釧路土木 町	見業所		
釧路市	- W		
釧路町			
標茶町			
弟子屈町			******
鶴居村		Tomas Tomas	
オブザーバー			5000
北海道森林管理局	帯広分局	根釧西部森林管理署	

釧路湿原タスクフォースについて(案)

1. 目的

釧路湿原タスクフォースは、釧路湿原の河川環境保全に関する提言に示されている具体的な施 策を実施し、その目標を達成するための具体的な計画づくりを目的とする。

2. 構成

構成は、平成13年3月に検討委員会委員長より提言を受けた関係行政機関の10機関とし、 構成員は、各関係機関において湿原保全に関わる実務担当者とする。

なお、必要によりオブザーバーとして関係機関、団体等が適宜参加することがある。

3. 具体的な役割

①全体計画 (構想) づくり

提言に示されている釧路湿原の河川環境保全のための具体的施策に関わる全体計画 (案)を作成する。

②地域計画づくり

釧路湿原の河川環境の保全対策として緊急を要する地区について、複合的な施策の展開を 図るべく具体的な湿原保全のための地域整備計画(案)を作成する。

③その他

その他、釧路湿原の河川環境保全のため必要な事項、提言・施策の実施のために必要な事項を行う。

4. 事務局

釧路湿原タスクフォースの事務局は、国土交通省北海道開発局釧路開発建設部が行う。